

◇関係条文（抜粋）

（勤務時間）

第2条 職員（第4条第1項に規定する職員を除く。）の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2～3 ≪省略≫

（休憩時間）

第3条 職員（次条第1項に規定する職員を除く。）の休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。ただし、職務の都合によりこの時間に休憩時間を割り振ることができないときにあつては、所属長が別に割り振るものとする。

（特別の形態によって勤務する必要のある職員）

第4条 公務の運営上の事情により、第2条及び前条本文の規定によらずに特別の形態によって勤務する必要のある職員は、別表に掲げる職員とする。

2 前項に規定する職員の勤務時間及びその割振り、週休日並びに休憩時間については、別表の定めるところによる。

別表（第4条関係）

職員	勤務時間及びその割振り	週休日	休憩時間
図書館に勤務する職員	4週間を平均して1週間について38時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、15時間30分から31時間までの範囲内で別に定める時間）とし、その割振りは所属長が定める。	4週間について8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）とし、業務の実情に応じて所属長の定める日	1時間とし、その割振りは所属長が定める。
スポーツ振興センターに勤務する職員（市民体育館に勤務する職員を含む。）	同上	同上	同上
平方幼稚園に勤務する職員	午前8時30分から午後5時まで（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、午前8時30分から午後5時までの範囲内で別に定める時間）	日曜日及び土曜日	45分とし、その割振りは所属長が定める。
市立小学校に勤務する職員	1週間について38時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、15時間30分から31時間までの範囲内で別に定める時間）とし、その割振りは所属長が定める。 週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、15時間30分から31時間までの範囲内で別に定める時間）とする。	同上	同上
市立中学校に勤務する職員	同上	同上	同上